

奨学生募集要項(平成31年度)

公益財団法人みずほ育英会

1. 当財団の目的

当財団は、心身健全にして学業成績優秀な学生で、経済的理由により修学困難な者に対し奨学金を貸与し、社会有為の人材を育成することを目的とする。

2. 奨学生の資格

- (1) 日本国民にして資質並びに学業成績優秀で且つ健康な学生であること。
- (2) 経済的理由により学資の援助を必要とする者。
- (3) 在学する大学によって推薦された者。
- (4) 他の育英奨学団体(日本学生支援機構は除く)から奨学金を受けていない者。

3. 奨学生の採用人員

本年度の奨学生の採用人員は、本年4月に在学する者若干名。

4. 奨学金の額と貸与の方法

- (1) 貸与月額
大学生 50,000円
大学院生 60,000円
- (2) 貸与期間 奨学生の最短修業期間
- (3) 交付方法 奨学金は毎月上旬に本人に交付する。
(首都圏在住の学生には事務局にて直接交付する)

5. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、毎年学業成績表を当財団に提出しなければならない。
- (2) 奨学生又は連帯保証人の住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに当財団に届け出なければならない。

6. 借用証書の提出

貸与が終了した場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人及び保証人と連署の上、奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を提出しなければならない。

7. 奨学金の返済方法

貸与奨学金は、貸与が終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後、20年以内に返済のこととし、利息はつけない。

8. 奨学金の休止、停止または廃止

奨学生が次に該当する場合には、奨学金の貸与を休止・停止または廃止することがある。

- (1) 傷痍疾病などのため成業の見込がないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) その他、当財団が奨学生として、ふさわしくないと認めたとき。

9. 大学における学生の推薦

- (1) 当財団は、学生の推薦を大学の学長に依頼する。
- (2) 奨学生の採用は、大学の推薦を尊重して決定する。

10. 申請の手続き

奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を提出期限までに在学する大学を経て申請する。

- (1) 提出書類
 - (イ) 連帯保証人と連署した奨学生願書
 - (ロ) 奨学生推薦状
 - (ハ) 学業成績証明書
 - (ニ) 家計支持者の年収に関する書類

(2) 提出先

在学する大学の奨学金取扱い担当部課経由、当財団事務局。

(3) 提出期限

5月中旬

※提出書類を踏まえ、当財団事務所（東京）にて面接を実施する。

11. 奨学生の決定及び通知

奨学生の決定は、書面により大学学長並びに申請者に通知する。

以上

お問合せ先

公益財団法人みずほ育英会 事務局（津守、露崎）

Tel. 03 (3275) 1601

Fax. 03 (3275) 1603

e-mail: mhikueikai@outlook.com

所在地

〒104-0028

東京都中央区八重洲2-4-1 ユニゾ八重洲ビル

奨学規程

公益財団法人 みずほ育英会

公益財団法人みずほ育英会 奨学規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人みずほ育英会（以下「この法人」という。）定款第2章第4条の規定の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 この法人の奨学生は、日本国民であつて大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学し、学術優秀、品行方正かつ身体強健で、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

(奨学生の種類と奨学金の額並びに貸与及び給与期間)

第3条 奨学生の種類並びに貸与又は給与する奨学金の額は次のとおりとする。

(奨学生の種類)	貸与奨学金	給与奨学金
大学奨学生	月額 50,000円	30,000円
大学院奨学生	月額 60,000円	40,000円

但し、給与奨学金は、貸与奨学生のうち主たる家計支持者の事情により、著しく学資の支弁が困難と認められた者に給与する。

2 前項の奨学金の貸与及び給与期間は、正規の最短修業年限の終期までとする。

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦調書の提出)

第4条 奨学生志願者は連帯保証人と連署したこの法人あての奨学生願書（誓約書を含む）に在学学校長の推薦書及び学業成績証明書を添えて本会に提出するものとする。

2 学校長が奨学生志望者をこの法人に推薦しようとするときは、第2条に規定する資格を審査の上奨学生推薦調書を作成して、第1項の奨学生願書とともに提出するものとする。

3 第1項の連帯保証人は、父母兄弟又はこれに代る者とする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、この法人の選考委員会の審議を経て理事長がこれを決定する。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金はこの法人より1月分宛交付することを原則とし、特別の事情があるとき又は特に必要があると認めるときは、2月分以上を合せて交付することがある。

(奨学金領収証の提出)

第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど直ちに奨学金領収証を提出しなければならない。

但し、銀行振込により交付を受けた場合はこの限りでない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 奨学生は、毎年学業成績及び生活状況報告書を理事長宛提出しなければならない。

(奨学生の異動届出)

第9条 奨学生は次の各号のいずれかに該当する場合は連帯保証人と連署の上直ちに届け出なければならない。

- (1)休学、復学、転学、留学（外国の正規の大学若しくはこれと同程度の学校において教育を受けるときをいう。）又は退学したとき
- (2)停学その他の処分を受けたとき
- (3)連帯保証人を変更したとき
- (4)本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があつたとき

(転学、留学又は退学による奨学金の取扱)

第10条 奨学生が退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

- 2 奨学生が転学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することができる。
- 3 奨学生が留学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することができる。

(奨学金の休止、停止及び貸与又は給与期間の短縮)

第11条 奨学生が休学し又は長期に亘って欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業又は性行などの状況により理事長において必要と認めたときは奨学金の交付を停止し、又は奨学金の貸与若しくは給与期間を短縮することができる。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者がその事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することができる。但し、休止又は停止された時から2年を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することができる。

- (1)傷痕疾病などのため成業の見込がないとき
- (2)学業成績又は性行が不良となったとき
- (3)奨学金を必要としなくなったとき
- (4)奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき
- (5)在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (6)その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金借用証書の提出)

第15条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人及び保証人と連署の上、奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を提出しなければならない。

- (1)卒業若しくは修業し又は奨学金貸与期間が満了したとき
- (2)退学したとき

(3)奨学金の交付を廃止されたとき

(4)奨学金を辞退したとき

2 前項の保証人は独立の生計を営む者であつて、いつでも本人と連絡のできるものでなければならない。

(奨学金の利息)

第16条 奨学金には利息をつけない。

第 3 章 奨学金の返還と返還猶予

(奨学金の返還)

第17条 奨学生が第15条第1項各号のいずれかに該当するときには貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に奨学金を返還しなければならない。

2 前項の奨学金は、年賦、半年賦、月賦又はその他の1年以内の割賦の方法によらなければならない。

3 割賦金の額は、特別の事由がある場合を除くほか、年額にして、貸与を受けた奨学金の額の20分の1（第19条に定める返還猶予を受ける場合は、20年から当該猶予期間を差引いた年数分の1）を下つてはならない。

4 奨学生であつた者が、割賦金の返還を著しく怠つたと認められるときは、第1項の規定にかかわらず、その者に対して請求し、この法人の指定する日までに返還未済額の全部を返還させるものとする。

5 奨学金はいつでも繰上げ返還することができる。

(奨学生であつた者の届出)

第18条 奨学生が第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、6月以内にその住所及び職業を届け出なければならない。

2 奨学生であつた者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業、その他重要事項に変更があつたときは、直ちに届け出なければならない。

3 奨学生であつた者は、その連帯保証人又は保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに届け出なければならない。

4 奨学生であつた者は、その連帯保証人又は保証人を変更しようとするときは、連帯保証人（保証人）変更願を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(奨学金の返還猶予)

第19条 奨学生であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

(1)災害又は傷痍疾病によって返還が困難となつたとき

(2)大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学するとき

(3)外国にあつて学校に在学し又は研究に従事するとき

(4)その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となつたとき

2 返還猶予の期間は、前項第2号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号のいずれかに該当するときは1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。但し同項第2号、第3号又は第4号に該当するとき

は通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第20条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれこれを証明することのできる書類を添付し、連帯保証人及び保証人と連署の上奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

2 奨学金返還猶予願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人に通知する。

3 前2項による返還猶予期間中、理事長が必要と認めるときは、その事由を証することのできる書類を提出させるものとする。

(返還の強制)

第21条 奨学生であった者又はその連帯保証人若しくは保証人（以下「奨学生であった者等」という。）が、割賦金の返還を著しく延滞したときは、強制執行手続等の法令に定める手続その他この法人が必要と認める回収手続を行うものとする。

2 奨学生であった者等が返還未済額の全部の返還（第17条第4項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。）の請求を受けてもこの法人の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前項の規定を準用する。

(死亡の届出)

第22条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡診断書を添え直ちに死亡届を提出しなければならない。

2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は死亡診断書を添えて直ちに死亡届を提出しなければならない。

3 第1項の死亡届を提出する場合は第15条の規定に準じて奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を併せて提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第23条 奨学生又は奨学生であった者が、死亡し又は心身の障害のためにその奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不能となったときは、その全部又は一部の返還を免除することがある。

(返還免除の願出)

第24条 前条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は連帯保証人及び保証人と連署の上、次の各号の書類を添付し奨学金返還免除願を提出しなければならない。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本、心身の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書

(2) 返還不能の事実を証する書類

(返還免除願出の期限)

第25条 前条による奨学金返還免除願は返還不能の事由が発生した時から1年以内に提出しなければならない。但し特別の事情があったと認められるときは、更に1年以内その期限を延長

することがある。

- 2 前条の規定により奨学金の返還免除を受けようとする者が前項の期限内に願い出なかったときは、その返還を免除しないことがある。

(返還免除の決定)

第26条 第24条及び前条の規定により奨学金返還免除願の提出があったときは理事長において決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

第 5 章 補 則

(実施細目)

第27条 この規定の実施について必要なる事項は、別にこれを定める。

附 則

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人みずほ育英会の設立の登記の日から施行する。